

相続税から控除できる税額控除の

基礎知識 その②

～贈与税額控除の仕組み～

相続財産に加算する贈与財産

相続財産に加算する贈与財産は2種類です

①相続開始前7年以内の贈与財産

被相続人から相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は相続財産に含める（令和6年1月1日以前の贈与は3年）。

②相続時精算課税の適用を受けた贈与財産

贈与税額控除

相続財産に加算する贈与財産に対して支払った贈与税は
相続税から控除OK

→ 贈与税は相続税の前払いの意味合いになります。

贈与税額控除の注意点

【暦年課税】

①7年（3年）を超えた贈与財産に対する贈与税は控除することができない。

②相続税より控除できる贈与税が高額である場合、贈与税の還付は控除不可。

（相続時精算課税に対する贈与税は還付可能）

贈与税額控除の注意点

【相続時精算課税】

①相続時精算課税の適用を受けた場合、逆って贈与税の控除可能。

→ 贈与税の申告書の控えを準備しないと税額が把握できない

②高額 of 財産が相続財産に加算される可能性があり、相続税率が高くなるケースがある。

END